



第 4号様式 (第 4条関係)

行政文書非公開決定通知書

31 観名保第 118 号
令和元年 9 月 13 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和元年8月30日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	・名古屋城木造天守閣の竣工期限を 2022 年 12 月から延ばした件について、同件の検討に当たり名古屋市と竹中工務店が竣工期限の見直しについて議論・協議をした際の配付資料 (2018 年 4 月以降)
公開しない理由	現天守閣解体に係る現状変更許可が取得できていないことにより、工事の着手に遅れが生じる可能性があったことから、2022年12月竣工が現実的に厳しいことの確認を名古屋市と竹中工務店の間で行ったものであるため、請求のあった行政文書は不存在であり、非公開とします。
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。